

詳細仕様書

1 目的

岸和田水道センター（以下「発注者」という。）が使用する量水器（以下「メーター」という。）の改造修理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 規格および改造修理個数

乾式または湿式メーターを乾式接線流羽根車式単箱型または複箱型メーター〔直読式、デジタル・アナログ併用表示〕に改造修理する。

口径 (mm)	規 格	購入個数 (個)
φ 13	乾式接線流羽根車式単箱型メーター〔直読式、デジタル・アナログ併用表示〕 4 桁・Q3=2.5 m ³ /h, Q3/Q1=100, 全長=100 mm, 上水用, 鉛レス素材	600

3 見積書記載方法

口径毎に、単価（10円止め）（円）×個数で計算すること。ただし、消費税および地方消費税抜きの価格とする。

4 法令および規格の遵守

メーターは水道法、計量法およびその他関連法規を遵守し、発注者が規定する事項を除き、関係諸規格を準用したものとする。

5 付属品

改造修理価格にはメーター1個につきパッキン（NBR80°）2枚を含むものとし、各ケースに必要な数量をまとめて同梱すること。また、必要数量の10%を予備分として別に納品すること。

6 構造・材質

- メーターおよび付属品に使用する部品は、計量法および「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- 鉛の浸出性能基準は鉛の量に関して0.01 mg/l以下を8年間保持するものとする。
- メーターの内部部品は、水質に影響をおよぼさない耐食性、耐磨耗性に優れた材料を用いるものとする。
- 改造修理前のメーターについて、鉛レス素材のものは製造年および材質記号（EまたはB）の刻印のあるものとする。
- メーターの上ケース及び下ケースの材質は同じ材質の組合せであること。

7 塗装

改造修理するメーターのメーターケースは無塗装とする。但し、メーターケースには無着色透明の酸化防止処理を施すこと。

メーターの上蓋の色については、発注者の指定する色とする。

8 メーター番号の表示

メーターの上ケースと上蓋表面には発注者が指定するメーター番号を打刻すること。打刻の際、1回目の改造修理品（検定満期年月が製造年の8年後のもの）については、2回目も改造修理が可能となるよう上ケースの研磨について、注意すること。

9 検定および検定満期満了の表示

- (1) メーターは納品日の1ヶ月以内に検定検査を受け合格したものとする。
- (2) メーターには次のいずれかの証印を付する。
 - ① 計量法第72条第1項に規定する検定証印
 - ② 計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（③によるものを除く）
 - ③ 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印
- (3) 検定満期の満了表示は、メーターの蓋裏面にシールで表示すること。

10 改造修理前のメーターの引渡し

メーターの引渡しを必要とする場合は、発注者は納入期限のおおむね1ヶ月前に、受注者に発注個数と同数の改造修理の対象となるメーターを引渡すものとする。引渡したメーターの中に鉛レス素材以外のものが混入していた場合は、鉛レス素材のメーターと交換、引渡す。

なお引渡し等は発注者の指定する場所で行い、それにかかる費用は受注者の負担とする。

11 納品

- (1) メーター（ネジ式）はプラスチック製（PP）ケース（水抜き用の穴が開いているもの）で納品すること。1箱あたりの収納数は以下のとおりとする。

口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40
収納個数	20個入	10個入	8個入	6個入	5個入

- (2) 接合ネジの保護およびゴミの混入を防ぐためキャップを取りつけること。
- (3) 納品場所において、仕様書その他提出書類により、数量の確認・外観・形状・検定証印・メーター番号など職員の検査を受けた後引き渡すこと。

12 提出書類

- (1) 納品書
- (2) 水道メーター検定合格証明書もしくは器差成績表

なお、(2)についてはA4版で口径・メーカー型式・メーター番号・検定年

月日・検定有効月等を記載すること。

13 承認事項の変更

承認事項に変更が生じたときは、速やかに変更承認願書と、必要な図面および図書を添付して承認を得るものとする。

14 疑義・その他

この仕様書に定めのない事項および本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、発注者受注者協議の上決定するものとする。